

☆★碧南市内の中小企業のみなさまへ★★☆

利子補給金のご案内

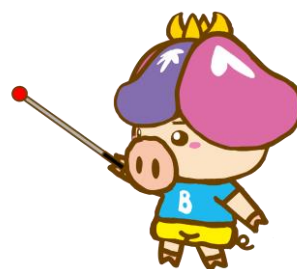
長期的に資金を借入れ、設備等を導入された中小企業の方々！
資金返済時にかかった利子が

最高 100万円

が補助金として返ってきます！

☆制度を利用できる方☆

- ①市内に工場または事業所を有している中小企業者(会社または個人)
 - ・小売業・・・資本金5,000万円以下または従業員50人以下
 - ・サービス業・・・資本金5,000万円以下または従業員100人以下
 - ・卸売業・・・資本金1億円以下または従業員100人以下
 - ・その他の業種・・・資本金3億円以下または従業員300人以下
- ②市税の滞納がないこと
- ③愛知県信用保証協会の信用保証除外業種に該当しないこと
- ④臨海部に事業所を有している場合、公害防止に関する協定の基準を遵守していること



☆対象となる融資制度☆

資金名(名称は元年度を採用)	補助額(100円未満切り捨て)
①愛知県経済環境適応資金のパワーアップ資金	資金の融資を受けた日から1年後の同じ日の前日までに支払った利子の総額 支払日を遅延した利子については対象となりませんのでご注意ください。 ★注意★ 貸付利率が2%を超える場合、利子の総額が50万円を超える場合、借り換えした場合は、裏面の計算方法をご確認してください。 (年度内の補助限度額はそれぞれ100万円)
②愛知県一般事業資金	
③マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	
④日本政策金融公庫生活衛生改善貸付	
⑤碧南商工会議所中小企業育成融資制度	
※全ての資金において融資期間1年以下のものを除く	

☆申請期限☆

資金の融資を受けた日から1年後の同じ日から30日以内に市商工課に申請してください。
(但し、資金の融資を受けた日から1年後の同じ日が令和7年3月10日以降の場合は、令和7年4月10日までに申請してください。)

申請に必要な書類は、裏面をご覧ください。

〈問い合わせ先〉 碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係
〒447-8601 碧南市松本町28番地
電話0566-95-9895(直通)



■補助金の申請に必要な書類について

上表の資金融資を受けて利子を支払った方は、以下の申請書類を揃え、融資を受けた金融機関の担当者にご相談いただくか、碧南市商工課に申請してください。

- 中小企業振興対策補助金(利子補給金)交付申請書 …①
- 補助金交付手続チェック表 …②
- 利子補給金回収条件明細書 …③
- 支払額明細書 …④
- 信用保証書の写し …⑤
- 市税の完納証明書(原本)※発行から30日以内のもの …⑥
- 補助金交付請求書 …⑦

※1 ①、②、③、⑦の様式は「へきなん企業応援NAVI」からダウンロード(Word、PDF形式)できません。

<http://www.hekinan-companysupport.jp>

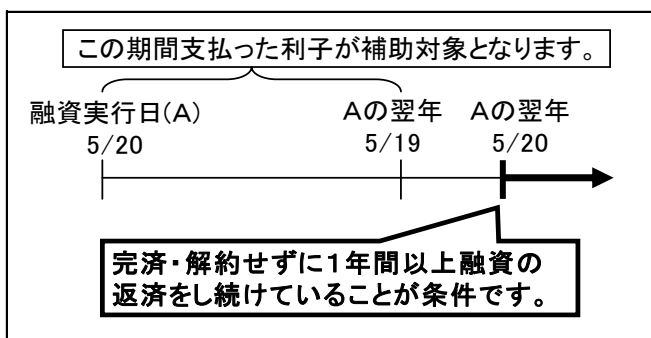
※2 ④は融資を受けた金融機関にご相談ください。

※3 ⑤は愛知県信用保証協会が発行し、融資を受けた金融機関へ送付されます。

※4 ⑥は碧南市役所1階の税務課(1通200円)で交付いたします。

交付には本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)の提示が必要になります。法人の場合は、代表者印の押印が必要です。代表者以外が申請する場合は代理権授与通知書(委任状)が必要になります。代理権授与通知書は、税務課の窓口、またはホームページで取得できます。<http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/zeimu/5339.html>
個人事業主の場合は、本人または同世帯の家族以外の方が申請する場合、代理権授与通知書(委任状)が必要になります。

補助の対象期間



貸付利率が2%を超える場合

貸付利率が2%を超える借入れの場合は、

$$\text{「利子総額} \times 2\% \div \text{貸付利率」}$$

これにより算出した額が補助対象額となります。

借り換えした場合

融資の際に、繰上償還を行ったときは、当該支払利子に、融資額から繰上償還される額を減じて得た額に融資額で除して得た率を乗じて得た額となります。

○例

※中小企業育成融資制度を利用した場合

A:借入金額 15,000,000円

B:回収金額 9,000,000円

C:支払利子額 150,000円

D: $(A-B) \div A = 0.4\%$

補助対象額... $C \times D = 60,000$ 円

補助額... 60,000円(100円未満切捨て)

このケースは、すでに受けていた融資の残額(B)が存在し、今回の融資(A)でそれを返済するとともに資金を調達しています。

借換えの場合の補助金額はまず、A(借入金額)からB(回収金額)を差し引いた額と融資金額との割合で補助対象額を算出します。

よってこの場合、60,000円が補助金となります。

補助対象額が50万円以上の場合

補助対象額が50万円を超える場合は、50万円を超えた額の1/2を50万円に加えた額が補助金となります。

例)補助対象額(利子総額) 798,900円
298,900円(50万円を超えた額) $\div 2$
=149,450円
500,000円 + 149,450円 = 649,450円